

## 地球温暖化対策

### (1) 米沢市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策に関する法律に基づき、平成18年12月に米沢市地球温暖化対策実行計画、続いて平成24年10月に第二期米沢市地球温暖化対策実行計画を策定し、市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を行ってきた。また、同計画策定以降の国の施策の変化等に対応するため、平成28年2月に改訂を行い、計画期間を平成28年度から令和2年度までの5年間とし、平成26年度を基準として温室効果ガス排出量を4.9%以上削減することを目標としていたが、第二期計画の内容を見直し、平成28年5月に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」で掲げられている「2030年度において、温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%減、そのうち行政の事務・事業が含まれる業務その他部門では約40%減」という削減目標等に遜色ない削減目標や削減方策を定めた米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】を令和元年7月に策定した。計画期間は2019（令和元）年度から2030（令和12）年度までの12年間であり、2030（令和12）年度における温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度比で39.4%削減することを目標としている。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本市域の自然的社会的条件に応じて、国の地球温暖化対策計画に準拠した温室効果ガス排出量の抑制や吸収作用の保全のための総合的な計画である「米沢市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を令和元年9月に策定した。計画期間は2019（令和元）年度から2030（令和12）年度までの12年間であり、2050（令和32）年度までを長期目標期間としており、2013（平成25）年度比で、2030（令和12）年度における温室効果ガス総排出量を30.5%削減、2050（令和32）年度における温室効果ガス総排出量を80.0%削減することを目標としている。

市の事務事業からの温室効果ガスの排出量

	変動係数		米沢市地球温暖化対策実行計画[事務事業編]の削減目標39.4%削減まで、あと5,114.1 t-CO <sub>2</sub> 削減する必要がある。
	t-CO <sub>2</sub>	平成25年度比 (基準年度)	
令和元年度	16,445	12.1%削減	